

保育料の算定について

- 保育料の金額は、①お子さまの保育の必要量に応じた認定区分と、②年齢、③扶養義務者の④税額（合計額）を元に⑤算定します。
- ①お子さまの保育の必要量に応じた認定区分
保育の必要量（標準・短時間）で保育料が異なります。
- ②年齢
0～2歳児クラスは別表第1（※）のとおり保育料がかかります。年度途中で3歳の誕生日を迎えた場合でも、その年度末までは「2歳児」クラスに該当します。
- ③扶養義務者
原則、父母が保育料算定上の扶養義務者となります。また、お子さまと同居している祖父母などがある場合には、その祖父母などが扶養義務者となることがあります。
父母が離婚している場合でも、お子さまと同居している方または親権を有する方は、保育料算定上の扶養義務者となります。
- ④税額
保育施設を利用する月に応じて、前年度及び当年度市民税額で決定します。
※国、地方公共団体等への寄付金控除・住宅借入金等特別控除・配当控除・外国税額控除・住宅耐震改修特別控除・住宅特定改修特別税額控除・認定長期優良住宅新築等特別税額控除については、保育料の算定上、控除の対象となりません。（これらを控除する前の税額から保育料を算定します。）
- ⑤算定
《対象者》 ◆父 ◆母 ◆同居等の直系尊属（祖父母など）

	施設利用する月	市民税該当年度
利用月と 市民税年度	4月から8月まで	① 前年度 市民税額 例：令和8年4月分保育料⇒令和7年度 市民税額で算定
	9月から3月まで	① 当年度 市民税額 例：令和8年9月分保育料⇒令和8年度 市民税額で算定

- ・保育料の算定にあたって、市民税の課税状況をこども保育課で調査させていただきます。
- ・所得申告(収入なしも含む)をされていない方は、市役所市民税課にて申告手続きが必要です。
- ・市民税は、その年の1月1日現在に住んでいた市区町村で課税されます。1月1日に市外に住んでいた方は、その市区町村の納税通知書又は課税証明書をご提出いただく必要がございます。
(例：令和7年1月1日時点で市外在住⇒令和7年度市民税納税通知書又は課税証明書は前市区町村で交付)
※海外に在住していた方は、海外在住時の収入が確認できる書類を提出してください。
 - 令和8年4月～令和8年8月分保育料 ⇒ 令和6年1月～令和6年12月の収入資料のご提出
 - 令和8年9月～令和9年3月分保育料 ⇒ 令和7年1月～令和7年12月の収入資料のご提出
- ・結婚や離婚などにより世帯の所得に変更があった場合や、所得税の修正申告を行った場合などは、保育料が変更となる場合がありますので、必ずこども保育課にご連絡ください。